第104　重要な後発事象等の注記 貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第101又は第103に準じて注記を行う。 また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。	第103　重要な後発事象等の注記 貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第100又は第102に準じて注記を行う。 また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。
第105～第111　［略］	第104～第110　［同左］
第２款　連結貸借対照表の作成基準	**第２款**　連結貸借対照表の作成基準
第112～第119　［略］	第111～第118　［同左］
第３款　連結損益計算書の作成基準	**第３款**　連結損益計算書の作成基準
第120～第123　［略］	第119～第122　［同左］
第４款　連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準	**第４款**　連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準
第124　［略］	第123　［同左］
第125　［略］	第124　［同左］
第５款　連結剰余金計算書の作成基準	**第５款**　連結剰余金計算書の作成基準
第126　［略］	第125　［同左］
第127　［略］	第126　［同左］
第６款　関連公益法人等の情報開示	**第６款**　関連公益法人等の情報開示
第128　［略］	第127　［同左］
第129　［略］	第128　［同左］
第７款　連結財務諸表の附属明細書	**第７款**　連結財務諸表の附属明細書
第130　［略］	第129　［同左］
第131　［略］	第130　［同左］
第132　［略］	第131　［同左］
第15節　合併に関する会計処理	**第15節**　合併に関する会計処理
第133～第137　［略］	第132～第136　［同左］
第138　重要な後発事象等の注記 貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第134の⑴又は第136の⑴に準じて注記を行う。 また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。	第137　重要な後発事象等の注記 貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第133の⑴又は第135の⑴に準じて注記を行う。 また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

１　この告示は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。ただし、第１章第２節第15の同章第57の改正規定、同章第６節第64の改正規定、同章第７節第67の改正規定、同章第９節第75の改正規定並びに同章第11節第84の〈注61〉の改正規定（「ただし」を「ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては」に改める部分に限る。）は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。

２　地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第四条第七項の規定の適用を受ける地方独立行政法人は、前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の第１章第２節第15の同章第57の改正規定、同章第６節第64の改正規定、同章第７節第67の改正規定、同章第９節第75の改正規定並びに同章第11節第84の〈注61〉の改正規定（「ただし」を「ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては」に改める部分に限る。）は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計から適用することができる。この場合において、第１章第２節第15の同章第57の改正規定、同章第６節第64の改正規定、同章第７節第67の改正規定、同章第９節第75の改正規定並びに同章第11節第84の〈注61〉の改正規定（「ただし」を「ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては」に改める部分に限る。）の規定にかかわらず、この告示による改正後の第１章第２節第15の同章第57の改正規定、同章第６節第64の改正規定、同章第７節第67の改正規定、同章第９節第75の改正規定並びに同章第11節第84の〈注61〉の改正規定（「ただし」を「ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては」に改める部分に限る。）は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。

３　第二項の規定にかかわらず、この告示による改正後の第１章第２節第15の同章第57の改正規定、同章第６節第64の改正規定、同章第７節第67の改正規定、同章第９節第75の改正規定並びに同章第11節第84の〈注61〉の改正規定（「ただし」を「ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては」に改める部分に限る。）は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計から適用することができる。

４　地方独立行政法人は、この告示による改正後の第１章第２節第15の同章第55の〈注55〉及び〈注56〉の規定にかかわらず、この告示による改正前の地方独立行政法人法第二十五条第二項の規定により地方独立行政法人に指示している同項に規定する中期目標の期間の終了後、最初に行われる中期目標から適用することができる。